必要な手続きのチェックリスト

●死亡したとき、手続きに必要な書類簡易表（個々の状況によって変わるので必ず届け出先に書類の確認をして下さい）

葬儀には、さまざまな法的手続きや書類が必要となってきます。
手続きごとに役所に出向くのは大変なので、事前に取り寄せておきましょう。
※請求期限が切れると、権利を失う恐れがありますので、注意して下さい。

（平成23年2月調査）

必要なもの / 手続き	手続き	窓口（届け出先）	請求期間	印鑑	印鑑証明書	住民票	住民票除票	戸籍謄本○抄本△	除籍謄本○抄本△	死亡診断書	死亡者の年金手帳	請求者の通帳	その他	備考
雇用保険	未支給基本手当	住所地の管轄ハローワーク	1ヶ月以内	○		○ 謄本		○		○ 写し			死亡者の受給資格者証	
国民保険	死亡一時金	住所地の役所の 国民年金課	2年以内	○		○ 謄本		○			○	○	生計同一証明（別所帯）	請求者の住民票（謄本）別所帯
国民保険	遺族基礎年金		5年以内	○		○ 謄本	○ 死亡者	○ 死亡者		○ 写し	○	○	生計同一証明（別所帯）	請求者の所得証明
国民保険	寡婦年金		5年以内	○		○ 謄本	○ 死亡者	○ 死亡者		○ 写し	○ 死亡者請求者	○	生計同一証明（別所帯）	請求者の所得証明
厚生年金	遺族厚生年金	勤務地を管轄する 年金事務所	5年以内	○				○		○	○			
国民健康保険	埋葬費	住所地の役所の 国民健康保険課	2年以内	○						○		○	国民健康保険証	
社会保険	埋葬料（費）	全国健康保険協会	2年以内	○				○ 死亡者		○ 写し			埋葬費請求は 領収書等必要	
社会保険	家族埋葬料		2年以内	○		○ 謄本				○ 写し			埋葬費用の領収書（別居）	
労災保険	埋葬料	所轄労働基準監督署	2年以内	○				○		○			生計同一証明（別所帯）	
労災保険	遺族補償年金		5年以内	○		○ 謄本		○		○			生計同一証明（別所帯）	
生命保険	保険金	生命保険会社	3年以内	○	○ 保険金受取人			△ 保険金受取人	△ 被保険者	○			最終保険支払領収書	保険証書（券）
簡易保険	保険金	郵便局	5年以内	○				○	△ 被保険者	○			領収書	保険証書（券）
銀行・ゆうちょ	払い戻し	各銀行・ゆうちょ銀行		○	○ 相続人全員	○ 銀行による		○	○	○ 銀行による			相続人全員の同意書他	提出書類は銀行により異なるので確認
死亡した人の確定申告	準確定申告	所轄の税務署	4ヶ月以内	○									決算書等	提出書類は税務署で確認
相続税の申告	相続税	所轄の税務署	10ヶ月以内	○	○			○	○				遺産分割協議書の写し他	提出書類は税務署で確認
医療費控除による還付請求	医療費控除	所轄の税務署	5年以内	○									医療費の領収書他	提出書類は税務署で確認

memo

故人を供養するための行事

●故人への感謝をこめて…

亡き人を思い、その恩をしのぶことは、毎日の精神的営みとして、だれにでもできることです。
故人に対する思いを、期日を区切って具現化するものが、これらの行事です。

仏式の場合（法要事）

仏式では、七日ごとに故人を供養するのが、きまりごとになっています。

死亡日の前日より	呼び方	法要の内容
七日目	初七日	親族で読経、焼香の後、故人をしのんで会食をおこなう
十四日目	二七日	遺族だけでおこなう
二十一日目	三七日	遺族だけでおこなう
二十八日目	四七日	遺族だけでおこなう
三十五日目	五七日	親族、知人を招き、忌明けの法要をおこなう場合もあります（四十九日でおこなうのが正式です）
四十二日目	六七日	遺族だけでおこなう
四十九日目	七七日忌	親族・知人を招き、忌明けの供養をする 埋骨式をおこない、会食する 白木位牌から塗位牌または過去帳（宗旨により異なる）にかえ、仏壇に納める 香典返し（供花、供樒、お供を含む）を忌明けの礼状を添えておこなう
初めての盆	初盆	仏の供養をおこなう
百日目	百か日	親族・知人を招き、故人をしのんで供養する
満一年目	一周忌	親族・知人を招き、故人をしのんで供養する
満二年目	三回忌	親族・知人を招き、故人をしのんで供養する
満六年目	七回忌	親族・知人を招き、故人をしのんで供養する
満十二年目	十三回忌	親族・知人を招き、故人をしのんで供養する
満十六年目	十七回忌	親族・知人を招き、故人をしのんで供養する
満二十二年目	二十三回忌	親族・知人を招き、故人をしのんで供養する
満三十二年目	三十三回忌	親族・知人を招き、故人をしのんで供養する
満三十六年目	三十七回忌	親族・知人を招き、故人をしのんで供養する
満四十九年目	五十回忌	親族・知人を招き、故人をしのんで供養する

※初七日は、葬儀当日にお骨が帰ったら、行うことが多くなりました。
※命日の前の休日等に合わせて、法要の日を多少変えてもかまいません。**（但し、繰り上げるのはよいが、遅れるのはいけません）**
※地域や宗派により、多少異なる場合もあります。

神式の場合（霊前祭）

神式では、斎日といって十日単位がきまりごとになっています。

死亡日からの日数	呼び方	法要の内容
翌日	翌日祭	献饌、祭詞、玉串奉奠などをおこなう
十日目	十日祭	献饌、祭詞、玉串奉奠などをおこなう
二十日目	二十日祭	遺族だけでおこなうことが多い
三十日目	三十日祭	遺族だけでおこなうことが多い
四十日目	四十日祭	遺族だけでおこなうことが多い
五十日目	五十祭	親族・知人を招き、忌明けの供養をする 神職を呼んで、献饌、祭詞、玉串奉奠などをおこなう
五十日祭の翌日	清祓祭	修祓して、清祓の儀をおこなう
初めての盆	新盆	遺族だけでおこなう
百日目	百日祭	仏式と同様に死者の供養をおこなう
満一年目	一年祭	親族・知人を招き、故人をしのんで供養をする
満二年目	二年祭	親族・知人を招き、故人をしのんで供養をする
満五年目	五年祭	親族・知人を招き、故人をしのんで供養をする
満十年目	十年祭	親族・知人を招き、故人をしのんで供養をする
満二十年目	二十年祭	親族・知人を招き、故人をしのんで供養をする
満三十年目	三十年祭	親族・知人を招き、故人をしのんで供養をする
満五十年目	五十年祭	親族・知人を招き、故人をしのんで供養をする

※百日目までは、十日ごとに十日祭をおこなうのが正式です。
※命日の前の休日等に合わせて行事の日取りを多少変えることもあります。
※地域により、多少異なる場合もあります。

キリスト教式〈プロテスタント〉の場合（記念式）

プロテスタントでは、記念式とよんでいます。

死亡日からの日数	呼び方	法要の内容
一カ月	記念式	親族・知人・友人が集い、牧師の先導で聖書を読んだり、讃美歌を歌う その後、茶菓子でもてなす
毎年の命日	召天記念祈祷式	遺族だけでおこなうことが多い

※会場は、教会でおこなうことが多いのですが、自宅や墓前でおこなうこともあります。

キリスト教式〈カトリック〉の場合（追悼ミサ）

カトリックでは、追悼ミサ又は、ミサ聖祭とよんでいます。

死亡日を入れた日数	呼び方	法要の内容
三日目	追悼ミサ（ミサ聖祭）	教会聖堂に親族・知人・友人が集い、神父の先導で聖書を読んだり、讃美歌を歌う その後、茶菓子でもてなす
七日目	追悼ミサ	同様
三十日目	追悼ミサ	同様
毎年の命日	追悼ミサ	同様

監修　大阪葬祭事業協同組合
※無断転載を禁じます。